

宇都宮都市計画地区計画の決定（壬生町決定）

壬生町本庁舎地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	壬生町本庁舎地区 地区計画	
位 置	壬生町大字壬生甲の一部	
面 積	約 2.6 ha	
地区計画の 目標	<p>本地区は、東武鉄道宇都宮線国谷駅から南西へ約 1.2 km、北関東自動車道壬生インターチェンジから南へ 2.7 km に位置し、都市計画道路 3・4・1 号宇都宮栃木線が隣接するなど利便性に優れた交通条件を備えている区域である。</p> <p>壬生町都市計画マスタープランにおいては、北部・中部・南部の 3 つの市街地の均衡ある発展の核となる拠点整備を図る「公共公益拠点」に位置付けられている。また、壬生町新庁舎建設基本構想においては、本地区は災害時の対応性に優れた場所として、新たな防災拠点の形成を図るため役場本庁舎の移転が位置付けられている。</p> <p>この利便性に優れた交通条件や、地理的条件をいかしつつ、周辺環境や景観と調和の取れた役場本庁舎の整備を行うことで、良好な都市機能の維持・増進を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備 ・開発及び 保全に関する 方針	土地利用の方針	<p>町民の誰もが利用しやすく、安全、安心な暮らしを支える災害対策活動拠点を形成するために、周辺と調和した役場本庁舎としての土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備 方針	<p>役場本庁舎利用者の利便性及び安全性を確保するとともに、防災拠点としての機能性の向上および周辺と調和した良好な環境を形成するため、道路を適切に配置する。</p>
	建築物等の整備 方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、周辺環境と調和しつつ、防災拠点としての機能を確保した役場本庁舎を形成するため、建築物等に関して次の制限を定める。</p> <p>(1) 建築物等の用途 (2) 建築物等の高さの最高限度 (3) 建築物等の形態又は意匠</p>

地区施設 の配置及び 規模	施設の種類	施設の内容				
	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線道路	一級町道 3 号線	14.0m ～17.0m	185m	
	補助幹線 道路	町道 3 - 5 5 1 号 線	10.5m	105m		
地区整備計画	建築物等 の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 事務所（町役場本庁舎及び防災センター） (2) 前号の建築物に附属するもの				
	建築物等 の高さの最高 限度	20m				
	建築物等 の形態又は色彩 その他の意匠 の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩、工作物及び広告物等の色彩は、できるだけ原色を避け、周辺環境と調和した落ち着いた色調としなければならない。 (2) 屋外広告物の大きさ及び形状は、周囲の景観に配慮したものとし、複雑になる場合は集約するように努めるものとする。				

「区域は計画図表示のとおり」

理由

周辺環境と調和した良好な役場本庁舎としての整備を図るため、本地区区計画を決定する。